

毎年11月と12月は「滞納整理強化月間」です。

税金(県税・市町税)徴収の専門機関 静岡地方税滞納整理機構 設立から10年が経過しました!

税金の滞納を放置することは、税負担の公平性を欠くばかりか、税収不足を招き更には町の財政を圧迫して、行政サービス(道路・河川・各種公共施設の整備・維持管理、社会福祉や教育など)の提供に支障をきたす事態につながりかねません。

町では、督促状や催告書の送付により自主納付のお願いをしていますが、悪質な滞納者に対しては給与、預貯金、生命保険などの差押えを実施することも、静岡地方税滞納整理機構への移管を行うなど滞納の解消に努めています。

納税者の皆さまには納期限内納付が困難な場合は、そのまま放置せず、早めに役場税務住民課に相談してください。

やむをえない理由で期限内納付が困難な場合は、そのまま放置せず、早めに役場税務住民課に相談してください。

〔問〕 税務住民課・税務室

☎(56)22223

静岡地方税滞納整理機構は、平成20年1月に県と県内全市町が設立した広域連合です。

平成20年4月から本格稼働し、10年が経過しました。

機構は、県と市町から派遣された職員が、県・市・町から移管された徴収困難な滞納地方税を差押えや公売といった滞納処分により徴収する機関です。

県・市町から機構へ職員が派遣されているほか、さまざまな滞納処分に関する法的な助言などを行う顧問として弁護士、国税OB、警察OBなどが置かれています。このような執行体制のもと、特に徴収が困難な滞納に対し、徹底した財産調査、滞納処分を行うと同時に、税務担当職員の実践的な研修や県・市町からの徴収に関する問い合わせに対応しています。

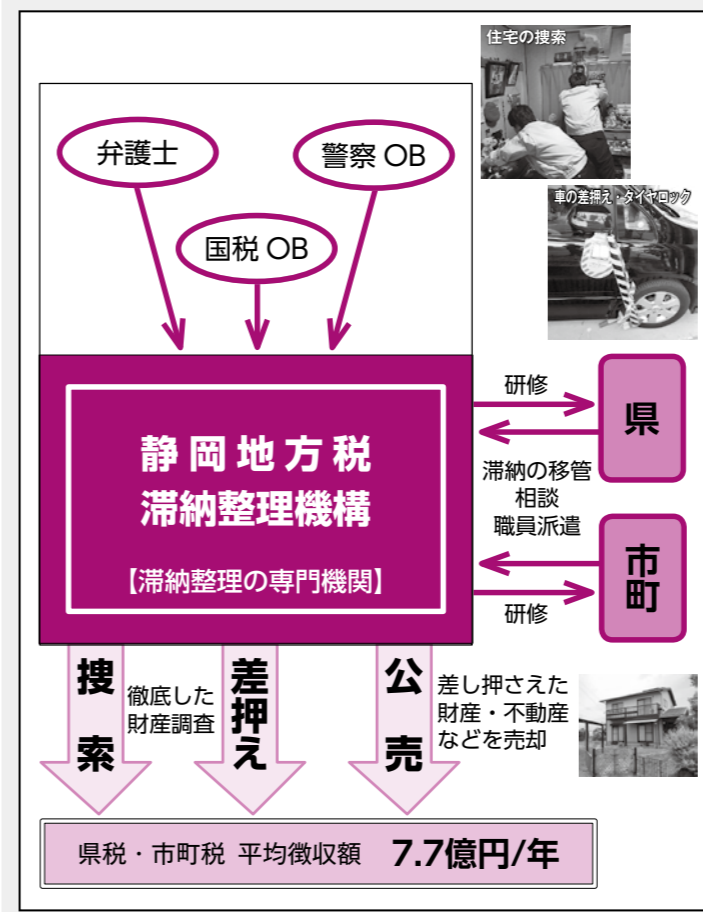
また、この他に軽自動車関係税

の申告書処理等業務や税に関する研修業務も実施しています。

○徴収事務は最後の砦

徴収事務は、地方自治において

税の公平性を守るための最後の砦であると言われています。その砦を守るという使命感を持ち、今後とも職員一丸となって全力で職務に励んでいきます。



平成30年度 静岡県特定(産業別)最低賃金の改正について

～5業種について平成30年12月21日から発効～

静岡地方最低賃金審議会(篠原光秋会長)は、平成30年10月22日までに、タイヤ・チューブ、ゴムベルト、ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金など5業種の特定最低賃金について、静岡労働局長に対し、現行の時間額よりそれぞれ16円～19円引き上げる旨の答申を行いました(下表参照)。

この答申内容について意見の申し出の公示などの諸手続きを経たうえで、静岡労働局長が静岡県最低賃金を決定しました。効力発生日は同年12月21日(金)からになります。

※「特定最低賃金」とは… 都道府県の特定の産業について設定されている最低賃金です。

関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金(静岡県の場合、「静岡県最低賃金」のことです。)より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されています。



静岡県特定最低賃金改正答申一覧表

最低賃金の名称(産業名)	改正金額(時間額)	現行金額(時間額)	引上げ額	効力発生予定日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	879円	862円	17円	平成30年12月21日(予定)
鉄鋼、非鉄金属製造業	916円	898円	18円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	930円	911円	19円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	900円	882円	18円	
各種商品小売業	866円	850円	16円	

(参考)「静岡県最低賃金」は、本年10月3日から時間額858円に改正されている。

○静岡労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

観光商工課 商工交流室 ☎(56)7077

税務住民課・税務室 ☎(56)22223